

ご依頼者様

2017年2月1日

日神管財株式会社 管理業務部第1課  
TEL03-5360-2081 Fax03-5360-2155

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
この度は、「管理に係る重要事項調査報告書」等発行のご依頼をいただき誠にありがとうございます。  
下記の内容をご確認後、管理に係る重要事項調査依頼書に必要事項をご記入いただき、  
売主との関係を示す「媒介契約書」又は「委任状」を添付の上、弊社までFAXにて送信  
くださいますようお願いいたします。

敬具

記

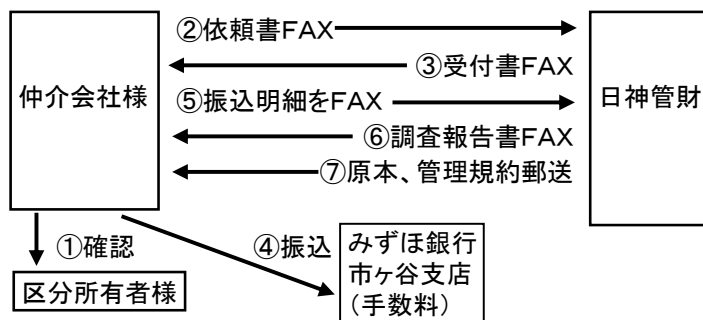
- | 1 ご提供可能資料  | 手数料          |
|--|--------------|
| ・弊社書式による「管理に係る重要事項調査報告書」<br>（会計報告書、予算書、修繕履歴、長期修繕計画書添付） | … 6,480円（税込） |
| ・管理規約（使用細則含む 写し）                                       | … 3,240円（税込） |
| ・分譲時図面集（各階平面図・平面詳細図・概要／写し）                             | … 1,080円（税込） |

※上記以外の資料の提供につきましては、お問い合わせ願います。

2 発行までの流れ

- ① 当社管理マンションかどうかを売却依頼主様等に事前にご確認ください。
- ② 重要事項調査依頼書に記入して、日神管財(株)へFAX送信下さい。
- ③ 日神管財(株)より受付書（管理受託確認後、振込先記載）をFAXで返信致します。
- ④ 手数料を受付書記載の指定口座に振込み願います。
- ⑤ 日神管財(株)へ振込明細書と重要事項調査依頼書のコピーをFAX願います。
- ⑥ 重要事項調査報告書は、完成捺印後（4営業日前後）FAXさせていただきます。
- ⑦ 原本、管理規約等は、レターパックにて郵送となります。

発行までの流れ



以上

※2017年2月1日受付より発行手数料増額改定致しました。

## 管理に係る重要事項調査依頼書

当社は、宅地建物取引業法第35条第1項第5号の2及び同法施行規則第16条の2の定め並びに昭和63年11月21日建設省経動発第89号及び平成4年12月25日建設省経動発第106号・住管発第5号により、下記の中高層分譲住宅（マンション）の取引に係る重要事項について、貴社に調査を依頼します。

日神管財株式会社から提示されている「個人情報の取扱いに関するご説明」に同意致します。

調査依頼日 年 月 日

### 依頼者事項

所在地	〒		
会社名			
宅地建物取引業者 免許番号	国土交通大臣（ ）第		号
	知事（ ）第		号
連絡先	電話		FAX
担当者名			

### 重要事項調査依頼対象マンション

物件名称		号室
所在地	〒	
売却依頼主		

### 重要事項調査依頼項目

<input type="checkbox"/> 重要事項調査報告書 ・管理規約（施行規則第16条の2第2号～第6号関係） ・修繕積立金総額（施行規則第16条の2第6号関係） ・管理費・修繕積立金等の月額（施行規則第16条の2第6・7号関係） ・管理費・修繕積立金等の滞納額（建設省経動発第89号関係） ・建築年度・共用部分の修繕実施状況（建設省経動発第106号・住管発第5号関係） ・その他（当社指定書式によります）	6,480円
※ 専有部分の状況等については、弊社の管理受託業務外のため回答できませんので、売主様（区分所有者）にお問合せください	
<input type="checkbox"/> 管理規約（使用細則含む 写し）	3,240円
<input type="checkbox"/> 分譲時図面集抜粋（各階平面図・平面詳細図・概要／写し）	1,080円

発行手数料 合計金額 円  
※振込み手数料は依頼者にてご負担ください

### 必要添付資料（売却依頼主との関係書類） ※添付資料の口にし点を付けてください

- 売主  媒介契約書（有効期限3ヶ月）  
 売却依頼主の委任状  売却依頼主に直接確認

### 日神管財使用欄（受付書）

- 上記ご依頼について 受付いたしました。手数料をお振込願います。  
ご入金確認後、4営業日前後での発送を予定しております。

日神管財株式会社  
管理業務部 第1課  
Tel 03-5360-2081  
Fax 03-5360-2155

検印	作成	受付

- ご依頼の管理組合様につきましては、管理を受託していません。